



食の安全を守る社会のしくみ 2回シリーズ

第2回 「生協の役割と責任」

いずみ市民生協は、食品供給事業者として、食品の安全確保と正確な情報提供に努めています。

また、消費者団体として、消費者の食品安全に関するリテラシー（情報を収集し、活用する力）の向上をめざし、科学的根拠にもとづく情報発信とリスクコミュニケーションに取り組んでいます。

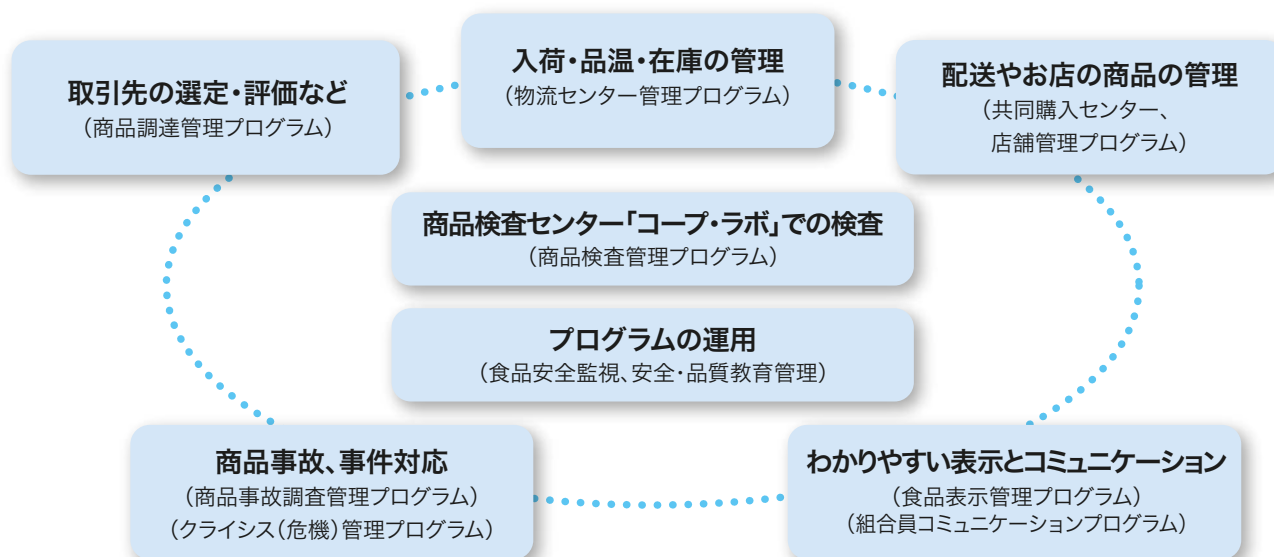
1. 食品の安全は、法令で定められています。

日本国憲法では、国の責務として公衆衛生の向上増進に努めなければならないとしています。この理念に基づいて、「国民の健康保護が最も重要」とする食品安全基本法をはじめ、関連する法例と基準が設けられています。

- 食品衛生法は、飲食によって生ずる危害の発生を防止するための法律です。
食品衛生法の規格基準は、食品が安全であることの基準です。
- 農薬取締法は、農業生産の安定と国民の健康保護、生活環境の保全のための法律です。
農薬の品質と安全・適正な使用の確保を図ることを目的としています。
- 食品表示法は、食品の安全性や機能性に関する表示について定めた法律です。

2. いずみ市民生協は、法令順守に加え、「食品安全プログラム」という独自のリスク管理を行っています。

○原料の調達から組合員宅に届くまで、衛生管理と犯罪防止の施策を実施しています。



○自前のコープ・ラボ（商品検査センター）で商品の安全と品質を科学的に検証しています。民間の検査機関としてはトップクラスの機能と能力を備えています。

詳しくは
コチラ

